

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋でございます。まず、存立危機事態に関する政府の見解を伺います。

防衛大臣に伺いますが、防衛大臣は存立危機事態、これは今日含めいつ起きてもおかしくないところり得るものだというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 今後、他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得ると考えています。

政府の認識において変わりはございません。○小西洋之君 七・一閣議決定以降の認識は変わらないということでございます。

では、今おっしゃられた現実に起こり得ると考えているこの存立危機事態ですけれども、具体的にどういふケースが起こり得ると考えていらっしゃるのでしょうか、今から言うことをお答えいただけますか、先般、今は現に起きるとは考えていないというふうに言いましたホルムズ海峡事例ですね、それを除く二つの事例、我が国に対するミサイル攻撃などに対処する米艦の事例、邦人輸送中の米艦の事例、この二つは今でも現に起こり得ると考えていらっしゃいますか。

○国務大臣（岸信夫君） この存立危機事態として想定されるケースにつきましては、あらかじめ

包括的に申し上げることは困難ではございます。

これまで政府は、我が国近隣において我が国と密接な関係のある他国、例えば米国に対する武力攻撃が発生し、この場合において、我が国近隣の公海上で弾道ミサイル警戒に当たっている米国の艦船の防護や邦人を輸送している米艦船の防護を我が国が実施しなければならぬ事例を存立危機事態に該当し得るケースとして説明してきております。この政府の認識には変更はございません。○小西洋之君 その二つのケースについては、起こり得るものだという認識は変わらないと、そういうことでよろしいでしょうか。ちよつと簡潔にそれだけ、念のため。

○国務大臣（岸信夫君） 今の二例について、我が国が実施しなければならぬ事例を存立危機事態に該当し得るケースとして説明してきております。この認識に変わりはございません。

○小西洋之君 ありがとうございます。では、このホルムズ海峡を含め、この三つの事例以外、安保法制のときの立法事実としては、この三つ以外の事例で現に起こり得ると考えているようなケースというのは、今、政府はありますでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 存立危機事態として想定するケースについては、あらかじめ包括的に申し上げることは困難でございますが、いずれに

たしましても、具体的にいかなる事態が存立危機事態に該当するかについて、実際に発生した事態の個別的、個別具体的な状況に即して政府が全ての情報を総合して客観的また合理的に判断をしてまいることとなります。

○小西洋之君 いや、お答えいただいていないんですが。

この三つの事例以外に、現時点で、あの安保法制の強行採決から五年たっているんですけども、現時点において政府が発生し得ると考える存立危機事態のケース、この三つの事例以外にありますでしょうか。

安保法制のときは、こういう考え方をしているんだけど、それだと説明にならないので、説明のために考えているケースを答弁しますということ。で三つの事例を出してました。

○国務大臣（岸信夫君） 繰り返しになりますけれども、存立危機事態として想定されるケースについては、あらかじめ包括的に申し上げることは困難なことでございます。

○小西洋之君 いや、包括的に言ってくれという具体的なケースがこの三つ以外ありますかと聞いています。

三回目です。答弁お願いします。

○国務大臣（岸信夫君） 具体的にいかなるケース、事態が存立危機事態に該当するかについては、実際に発生をした事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断するということとなります。

○小西洋之君 いや、だから、その三つ以外に考えているケースがあるのかを聞いています。三つは答えているんですから、ほかのケースがあるんだったら答えないとおかしいじゃないですか。

あるのかわかりかねて聞いております。もう一度答弁をお願いします。

○国務大臣（岸信夫君） 現在、その当時と状況に変化はないと、変更はないというふうにご考えております。ですので、政府として認識は変更していかないということでございます。

○小西洋之君 その状況は当時と変わっていないと、安全保障環境の状況は変わっていないという認識、よって政府としての認識も変わらないということは、三つのケース以外想定しているケースはない、ホルムズ海峡は今想定していないと言っているわけですが、この三つのケース以外具体的なケースとして政府が考えている、想定しているものはないということではよろしいですね。（発言する者あり）

○委員長（長峯誠君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（長峯誠君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（岸信夫君） 失礼しました。

安保法制の制定時ですね、その三つの事例を示したと思うんですけども、存立危機事態として想定されるケースについては、当時もあらかじめ包括的に申し上げることは困難とした上で、三つの事例をお示ししたということでございます。現在も、その状況に変更はないということでございます。

○小西洋之君 いや、だからその状況が、何か意味不明になってしまったんですが、要するに、その事例として、我が国に対して起こり得る存立危機事態の事例として、この三つ以外に現時点で政府として考えているものはありますかと聞いています。極めて明確なことを聞いています。ないんだったらそれで、そういうふうにご答弁していただければいいわけです。

五回目か六回目だと思いますが、お願いいたします。

○国務大臣（岸信夫君） 当時、この三つの事例をお示ししました。その当時から現在、認識は変更していません、こういうことでございます。

三事例については、先ほども私からもお話をしましたけれども、現在において政府としての認識に変更はないということでございます。

○小西洋之君 さっきも聞きましたが、その認識に変更はないというのは、三事例のほかにはないという認識に変更がないということですか。

○国務大臣（岸信夫君） この三事例について、三事例以外にはあらかじめ包括的に申し上げることは困難であると、こういうふうにご繰り返して申し上げるところでございます。

○小西洋之君 じゃ、三事例以外に具体の事例は、考えている事例はないということですね。そこを明確に言ってください。

○国務大臣（岸信夫君） 三事例以外にはあらかじめ包括的に申し上げることは困難であると、こういうふうにご申し上げます。

○小西洋之君 分かりました。

次に行きます。

では、今、現に起こり得ると考えているこの我が国に対するミサイル攻撃等に対する米艦の事例をちよつとベースで質問するんですが、三つ目の質問なんですけれども、資料二ページ目御覧いただけますと、武力攻撃を早急に止めなければ我が国にも武力攻撃が行われかねない状況というようなことを当時の安倍総理などは答弁しているところでございますけれども、防衛大臣、こうした存立危機の事例ですね、この我が国のミサイル防衛に係るような存立危機の事例というのは、大臣として、現に今防衛大臣でいらっしゃるわけですが、

これはいつ起きてもおかしくないというふうにお考えでしょうか。そして、起きるときは、もう今日起きるかどうかってそれは分かりませんが、もう今日か明日か、それも可能性としては、ゼロか一〇〇かと言えばそれはゼロではないと。現に近い将来、この数日内あるいは数週間、そうした状況でも起きるものと、可能性としてはゼロではない、そういうふうな認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 具体的にいついかなる事態が発生した事態に該当するかについては、実際に発生しました事態の具体的、個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合的に勘案して客観的、合理的に判断するということになっております。一概にお答えすることは困難でありませんが、その上で、防衛省・自衛隊としては、不確実性を増す安全保障環境の中であらゆる事態にシームレスに対応できるように、平素から情報収集、警戒監視等、我が国の平和と安全を確保するために必要な活動を実施をしているところでございます。

○小西洋之君 じゃ、その大臣の今のおっしゃったそのあらゆる事態に対応できるの、そのあらゆる事態というのは、まあ私もまさかとは思いますが、今日とかあるいはこの数日内にこのミサイル防衛に係る存立危機事態が発生する、そういう

事態も含まれますか、その防衛省が対処を準備しているというあらゆる事態というのは。

○国務大臣（岸信夫君） あらゆる事態、まあいろいろいな事態ではありませんけど、どれだけ直近にということも含めて、あらゆるケースにおいて総合的に、客観的に、合理的に判断をするということとであります。

○小西洋之君 もう八割方答えていただいている、直近ということをおっしゃっていたので。

なので、防衛大臣としては、もうこの数日内に、まさかとは思いますが可能性としてはゼロではない、そういう存立危機事態の発生について、常に緊張感を持って万全の対処ができるように日々尽くされていると、そういうことでよろしいでしょうか。そういう緊張感、警戒を持って業務を行うということでもよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸信夫君） 我々、想定外ということとは許されないとはいふふうに思っています。そういう意味で、あらゆる事態に対処できるように政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断して決めるということになります。

○小西洋之君 では、次の質問に行きます。

この存立危機事態において、我が国は限定的な集団的自衛権を発動することが安保法制でできることになっているんですが、大臣に伺いますが、防衛大臣、この限定的な集団的自衛権を日本が発

動すれば、その国ですね、日本の同盟国などに対して攻撃している攻撃国、今後、攻撃国と言いますが、その攻撃国に対して日本が限定的な集団的自衛権を発動すれば、当然、その攻撃国から日本が反撃あるいはその報復措置という実行使を受けることというのは当然あり得ると、実行使が受けられないことが全くあり得ないということはないという理解でよろしいですね。

○国務大臣（岸信夫君） 存立危機事態は、武力を用いた対処をしなければ、我が国に、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様の深刻な、重大な被害が及ぶことが明らか状況ということでもあります。我が国として、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、武力行使の三要件に基づいて武力を行使する、武力の行使をして対処することになるわけです。

他方で、これまで、存立危機事態に該当する状況は、同時に武力攻撃事態等に該当することが多いということとで説明をしております。事態の推移によっては、その後、存立危機武力攻撃を行う他国から我が国に対する武力攻撃が発生する場合もあり得ると考えております。その場合、武力攻撃事態として対処することになります。

○小西洋之君 今大臣がおっしゃったのは、いわゆる我が国に対する武力攻撃の予測事態とか切迫事態と重なるケースが多いので、我が国が限定的

な集団的自衛権を発動しなければ、後々そういう武力攻撃を、日本に対するものを受けるようなケースだということを言っているだけです。

私の質問は、日本は武力攻撃をまだ受けていないんです、着手事態に至っていない。にもかかわらず、集団的自衛権を発動して相手に武力攻撃をするわけです。すれば、当然、戦闘状態になって、その攻撃国から報復や反撃を受けますねと。

受けない、全く受けないと、受けることなんてあり得ないと考えているんだったら、そうお答えください。可能性として受けることがあり得ると、そういう理解でよろしいですかという単純なことを聞いています。

明確に通告していますよ。何で答ええないんですか。

○国務大臣（岸信夫君） 我が国に対します武力攻撃を行う他国が、いかなる評価の下にその攻撃を行うにせよ、我が国は、存立危機武力攻撃を含めて、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としての武力行使の、武力の行使の三要件に基づいて武力を行使して対処するということがあります。

○小西洋之君 だから、今おっしゃった限定的な集団的自衛権の武力を行使すれば、その相手国から反撃や報復措置を受ける、戦闘状態になる、そういう理解でよろしいですね。そういうことが全

く起きませんというふうに政府として考えているんですか。三回目です。何でこんなこと答えられないんですか。日本が武力行使して相手から反撃を受けるかどうかって、国民にとって物すごく重要な課題じゃないですか。明確に答えてください。日本語で質問通告していますよ。

○国務大臣（岸信夫君） これまで、存立危機事態に該当する状況は、同時に武力攻撃事態等に該当することが多いと説明をしております。事態の推移によつては、その後、存立危機武力攻撃を行う他国から我が国に対する武力攻撃が発生をし、我が国に被害を及ぼす場合もあり得ると考えております。その場合にはこうした武力攻撃を排除するために必要な措置をとることになります。

その上で、この集団的自衛権の行使の結果、国民が殺傷されるかどうかとございませうけれども、限定的な集団的自衛権を行使した場合に具体的にどのような状況が生じるかについて、個々の事態ごとに異なるというふうに考えられることから、一概にお答えすることは困難であると考えております。

○小西洋之君 今大臣は二つ目の質問を答えてくれたんですけども、私の質問は、集団的自衛権を放てば反撃や報復措置を受けるか、それが一。その後の用意していた質問で、その結果、日本国民が死ぬことがあるか。で、今、死ぬことがある

かについて、個別の事態について云々とおっしゃいましたけれども。

大臣、今答えていただいたその個別の事態の中には、日本が集団的自衛権を発動して、その反撃によつて日本国民が死ぬと、そういうことも事実としてはあり得る、そういう事態としては起こり得るといふ政府の認識でよろしいですか。いやいや、日本政府は、集団的自衛権を発動しても、その反撃によつて日本国民が死ぬことは全くないと、一人も死なないと、そういう事実認識でいらつしやいますか。どちらですか。明確に答えてください。

○国務大臣（岸信夫君） 元々これ、存立危機事態になっているということでございます。我が国の国民に武力攻撃が及ぶ可能性があるわけでございますから。

その上で、今お問合せの件ですけれども、どのような状況が生じるかについては個々の事態ごとに異なると、このように考えております。一概にお答えすることは困難であると考えております。

○小西洋之君 じゃ、これも質問通告していますけれども、日本が存立危機事態において安保法制に基づいて集団的自衛権を発動すれば、その集団的自衛権のその武力行使によつて自衛隊員が戦死することはありますか。いや、防衛大臣として、自衛隊員は集団的自衛権の発動では一人も戦死し

ないとお考えですか。自衛隊員が戦死することが可能性としてあり得る、私はあり得ると思えますよ、絶対にあり得ると思えますよ。大臣の見解を述べてください。

○国務大臣（岸信夫君） 自衛隊の任務はこれまでも常にリスクを伴うものでございます。平和安全法制の整備による新たな任務にもこれまで同様のリスクはございます。

その上で、存立危機事態に該当する状況は、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様の深刻、重大な被害が及ぶことが明らかなる場合であります。そして、我が国としては、我が国を防衛するためにやむを得ない自衛の措置としての武力の行使の三要件に基づいて武力を行使して対処するということとなりますが、このような状況においては最前線に対処するのが自衛隊員であります。当然、その活動には様々なリスクが伴います。しかし、それは国民の命と平和な暮らしを守るため自衛隊員に負ってもらっているリスクであると、こういうふうにご考えております。

防衛省・自衛隊としては、このようなリスクを極小化、局限化する観点から、訓練や演習を通じて隊員の練度を向上していくことに努めているというところでございます。

○小西洋之君 防衛大臣、大臣なんですから、自

衛隊員の尊厳を誰よりも重んじて職務を行ってくださいます。

今大臣がおっしゃったそのリスクですね、集団的自衛権を發動してその作戦行動をやるときの自衛隊員のリスク、自衛官のリスク、そのリスクの中には、その実力行使によって自衛隊員が戦死してしまう、あるいは負傷してしまう、そういうリスクが当然含まれるという理解でよろしいですか。イエスかノーかで答えてください。

○国務大臣（岸信夫君） 一般論として申し上げますと、リスクとして自衛隊、自衛官の被害も否定はできないと考えております。そういったリスクを極小化、局限化する観点で訓練、演習を通じて隊員の練度向上に努めているところでございます。

○小西洋之君 じゃ、先ほどの質問です。

自衛隊員の被害は否定できないというふうにおっしゃいました。であるならば、その相手からの反撃行為によって日本国民に被害が生じる、日本国民に死傷者が出るということも可能性としてはあり得ると、そういう理解でよろしいですか。

○国務大臣（岸信夫君） 限定的な集団的自衛権の行使を行った場合に具体的にどのような状況が生じるかについては、個々の事態ごとに異なると考えますので、一概にお答えすることは困難でございます。

○小西洋之君 いや、自衛官には被害は生じるというふうに言ったんですよ。自衛隊は本当に身をもって責務の完遂を務めると、本当、崇高な使命だと思えますよ。

ただ、その使命でも全国民守り切れるかどうか私は分からないと思いますよ。結果、集団的自衛権を行ったことによる反撃で、あるいは報復措置で日本国民に被害が生じ得ることは可能性としてあり得ると、そういう理解でよろしいですか。いや、可能性としては全くないとお考えですか。黒か白かで答えてください。

○国務大臣（岸信夫君） 限定的に集団的自衛権を行使した場合に具体的にどのような状況が生じるかは個々の事態ごとに異なると、こう考えておるところでございます。

そもそも、存立危機事態という状況に置かれた中で、自衛官が国民の命を守るために前線に立つて活動してもらわなければならない。そういう意味で、ただ、自衛官も国民の命を守るために働いているというところがございます。できるだけその被害を極小化するようにやっております。

○小西洋之君 いや、もう委員長、私、十回近く聞いているので、委員会に、今から申し上げることをですね、今まで私が聞いたことを文書で提出していただけますか。

まず、日本が存立危機事態に基づいて集団的自

衛権を発動した場合に、その発動した相手国から反撃や報復措置を受けることがあるのか、全くないと考えているのか、それを答えてください。そして、その反撃や報復措置によって日本国民が負傷あるいは戦死する、そういうこと、死んでしまふ、そういうことがあると考えているのか、あるいは全くないと考えているのか、そこを明確にして、また、さつき自衛隊員については被害が生じるといふふうに言いましたけれども、自衛官についても併せて文書の中で答弁してください。委員会に文書提出を求めます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会にて協議いたします。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。では、この関係で法制局長官に伺いますけれども、よろしいですか、法制局長官。

今の話ですけれども、日本が集団的自衛権を発動して相手国からも反撃や報復を受けると、そのことよって日本国民が死んでしまう場合ですね、これは一般論です、一般論。そうした場合に、その死んでしまう日本国民は、日本国憲法が確認しているところのこの平和的生存権、それとの関係でどのような憲法的问题、法的な問題があるでしょうか。それを説明してください。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 今議員のお尋ねは、集団的自衛権を行使した場合に相手国が何

らかの措置をとってくるということを前提にしておられましたけれども、先ほど防衛大臣からの御答弁でも、どのような状況が生じるかは個々の事態により異なるということで一概に申し上げられないという御答弁ございましたので、その一定の前提の下の仮定のことについてのお答えというのは、政府全体としては控えさせていただきたいと思えます。

○小西洋之君 じゃ、内閣法制局としては、日本は集団的自衛権を発動しても相手から反撃や報復を受けることは一切ないというふうにお考えなんですか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 法制局は法理論をやるところでございまして、そういう実体的な戦略判断とか、いろんなことについての権能を持つておるわけではございませんので、お答えする能力がないということだと思えます。

○小西洋之君 こんなの戦略判断でもなくて、相手に手出せばやり返されるというのは、過去、外務省も答弁していますよ。政府答弁です。政府答弁の上に基づいて、政府の認識に基づいて、法制局として法解釈を述べてください。

相手に集団的自衛権を発動すれば、当然相手から反撃や報復措置を受けます。少なくとも、受けることがあります。その結果、日本国民に犠牲が出ることも当然あります。そうしたら、その日本

国民の犠牲というのは憲法の平和的生存権との関係でどのような関係がありますか、答えてください。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 法解釈の問題でありまして、今のは、事実についてどういふうなことが起こるかという認識については私どものあずかり得ない問題でございまして、私どもとしてその問題がある程度前提とした答弁というのは、所掌上、そこはお答えできないということでございます。

○小西洋之君 じゃ、法解釈の前提の立法事実の確認というのは、法制局の仕事、所掌には含まれないという理解でよろしいですか。法制局は事実の確認はしない、あらゆる解釈、法令の根拠となる立法事実については一切確認はしない、関知しないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 立法事実については、担当省が現実に起こっている事実を確認し、それを私どもに御説明いただくということで、私どもが直接立法事実を調べに行くということではなく、あくまでも担当省庁がこういう事実がありますということを前提に法案を説明されますので、それを私どもは完全に信用してやると。

今回は、防衛大臣の方から、その先は分からないということでしたから、私どもも立法事実についての補足というのは、あくまでも担当大

臣の上に、さらに憲法上の解釈等を行うということとでございますので、そういう分担であると思えます。

○小西洋之君 では、先ほど、防衛大臣が認めた自衛官は集団的自衛権の発動の戦闘の中で被害が生ずると、明確な事実の認定をしました。

じゃ、それについて、その自衛官に生ずる被害というのは、自衛官の平和的生存権とどのような関係がありますか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 同じように、自衛官についていろいろリスクがあるというお話がございましたけれども、平和的生存権という、憲法前文である、非常に抽象的な概念でございます。個々の自衛官と平和的生存権というのは通常そういう形で議論される概念ではないというふうに考えております。

○小西洋之君 日本国民の平和的生存権を根拠に七・一閣議決定で集団的自衛権を導いているんじゃないですか。何めちゃくちゃなこと言っているんですか。

時間なので、政府統一見解を求めます。

私が先ほどから質疑している集団的自衛権発動による――質問しないよ。反撃や報復による日本国民のその犠牲、死や負傷ですね、また自衛官のその被害、死や負傷ですけども、それと憲法前文で確認している平和的生存権の関係について、

内閣法制局と防衛省から政府の統一見解、先ほどとは別の文書です、政府の統一見解の提出をこの委員会に求めます。

○委員長（長峯誠君） 後刻理事会で協議いたします。

○小西洋之君 法制局が、長官もこんな答弁をするんだったら、あなた、それはおかしいですよ。

良心を何とか取り戻すことを申し上げて、質問を終わります。防衛大臣もちゃんと答弁をお願いいたします。（発言する者あり）